

令和7年10月9日

石川県危機管理部危機対策課
担当者：課長 谷内 勇人
内線：4280
外線：076-225-1480

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定について

「令和6年能登半島地震」に係る長期避難世帯について、穴水町から申立てのあった6世帯を、調査の結果、被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定した。

市町	地域	世帯数	長期避難 世帯公示日	認定理由	(参考) 避難指示 発令日
穴水町	川島の一部	36	R6.8.19	避難指示が発令されている地域であり、また、土砂崩壊の危険があり、その対策工事に相当の期間（2～3年）を要するため	R6.1.14
	由比ヶ丘	6			R6.1.19
	地蔵坊の一部	2			R6.1.14
	川島の一部	6	R7.10.9		R6.1.14
小計	3地域	50世帯			

(注) 長期避難世帯とは、被災者生活再建支援制度において、自然災害による被害が発生する危険な状況が継続するなど、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）のことであり、支援法上「全壊世帯」及び「半壊であっても解体する世帯」と同様の支援となる

区分	基礎支援金	加算支援金		計
①全壊（損壊割合 50%以上）	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
②半壊であっても解体する世帯		補修	100 万円	200 万円
③ 長期避難世帯		賃借	50 万円	150 万円
④大規模半壊（損壊割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借	50 万円	100 万円
③中規模半壊（損壊割合 30%台）	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借	25 万円	25 万円

※ 賃借は公営住宅を除く。